

各種要項

各種要項

競技力向上対策費補助金交付要綱細則

(趣旨)

第1条 この細則は、競技力向上対策費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の算定方法)

第2条 要綱第3条の会長が別に定める額のうち、競技団体選手強化事業については、次の方法により算定するものとする。

- 1 県が定める経費単価に、基礎部分人数と重点強化部分人数をそれぞれ乗じた額の合計を限度とする。
- 2 基礎部分人数は、国体出場予定選手数の1.5倍の数に監督を加えた数とする。
- 3 重点強化部分人数は、次の基準により算出した選手及び監督の数とする。

(1) 重点強化選手

各競技団体から推薦された者に対し、次のア及びイに基づきポイントを付与し、合計点数上位の者から予算の範囲内において選定する。なお、合計点数が同点の場合は、ア及びイの該当する評価事項の優先順位の高い者、また、同じ評価事項内においては、成績順位の高い者を優先することとし、それに拠り難い場合は、会長が県と協議の上、決定する。

ア 前年の国体または同等大会の成績

優先順位	評価事項	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位
1	国民体育大会での成績	10点	9点	8点	7点	6点	5点	4点	3点
2	日本選手権での成績								
3	インターハイでの成績								

イ ア以外の実績

優先順位	評価事項	内 容	ポイント
4	各種別ランキング	成年・少年の上位ランキング（10位以内） （世界・日本ランキング）	2点
5	各種別日本代表選手	中央競技団体が設定する成年・少年日本代表	2点
6	将来特に有望である選手	全国中学校大会（同等大会）で特に優秀な成績を収めた選手（8位以内）	1点
7	活躍が期待できる選手	上記アの大会に準じる全国規模の大会において8位以内の成績を収めた選手	0.5点

(2) 監督

監督数は、重点強化選手が属する種別に係る国体要項の基準によるものとする。

(3) 特例措置

上記に拠り難い特別な事情があると会長が認めた場合は、県と協議の上、該当選手を重点強化選手に加えることができる。

(交付上限額の設定)

第3条 第2条の算定方法により補助金交付額を算定した結果、別に定める上限額を超える場合は、当該上限額を交付額とする。

附 則 この細則は、令和3年4月1日から施行する。

令和5年度ジュニアアスリート・トータルサポート事業費補助金交付要項

1. 目 的

令和14年の山梨国体招致を表明したことに伴い、2巡目となる国体において総合優勝するため、競技人口を拡大し競技力向上を図る必要がある。そこで2巡目山梨国体でターゲットエイジとなる小中学生のジュニア層に対してスポーツの機会を設け、選手の発掘を行うとともに発掘した選手が競技スポーツ選手へとつながる育成を図るとともに、女子の未普及競技に加え、国民体育大会に新規に追加された女子競技者の人口拡大を図るとともに2巡目国体時の女子選手を確保する。

また、若手指導者の資格取得を推進し、2巡目国体まで継続して選手を指導・育成することができる指導者の確保を図るとともに、中学校の部活動指導において、短時間で効果的な指導を行うため、公認資格を有する学校部活動顧問の確保を図る。

2. 対 象 事 業

- (1) ターゲットエイジ競技団体別発掘事業
- (2) ターゲットエイジ育成事業
 - ア 育成練習会
 - イ 女子ターゲットエイジ育成事業
- (3) 指導者養成事業

3. 助 成 対 象

- (1) ターゲットエイジ競技団体別発掘事業
 - ・国体正式競技の41競技団体
- (2) ターゲットエイジ育成事業
 - ア 育成練習会
 - ・国体正式競技の41競技団体
 - イ 女子ターゲットエイジ育成事業
 - ・国体に近年導入された新規種目及び競技力向上対策本部が定める普及重点種目14種目・13競技団体
(スケート・水球・オープンウォータースイミング・サッカー・ボート・カヌー・ボクシング・ビーチバレーボール・トランポリン・レスリング・ウエイトリフティング・自転車・ラグビーフットボール・トライアスロン)

※ 全競技団体の申請合計額が予算を超過した場合は予算の範囲内で調整し交付する。
また、予算総額を対象41競技団体で等分した額を交付保証額とし、交付保証額以下での申請をした競技団体は、申請満額を交付する。

(例) 予算額：12,300,000円 ÷ 41競技団体
= 300,000円 (交付保証額)

(1) 申請額：250,000円 ⇒ 交付額：250,000円

(2) 申請額：500,000円 ⇒ 交付額：300,000円＋超過額の一部

(3) 指導者養成事業

- ① 競技団体指導者の国体監督資格取得にかかる経費補助
 - ・国体正式競技41競技団体からの推薦者
- ② 中学校部活動顧問の公益財団法人日本スポーツ協会公認指導者資格取得にかかる経費補助
 - ・競技力向上対策本部が定める9競技団体からの推薦者
(サッカー・バレーボール・バスケットボール・ハンドボール・軟式野球・ソフトボール・バドミントン・弓道・剣道)

※上記の①②について、いずれも優先順位を付け、複数名の申請をしてよいものとし、予算の範囲内で対象人数を決定する。

4. 補助金の補助割合

- (1) ターゲットエイジ発掘事業 : 対象経費の2分の1
- (2) ターゲットエイジ育成事業 : 対象経費の2分の1
- (3) 指導者養成事業 : 対象経費の2分の1

5. 対象期間

- (1) ターゲットエイジ競技団体別発掘事業
- (2) ターゲットエイジ育成事業
令和5年4月1日から令和6年3月10日までとする。ただし、冬季競技（スケート・アイスホッケー・スキー）の対象期間を令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。
- (3) 指導者養成事業
令和5年4月1日から令和6年3月10日の期間内に講習会が開催されているものを対象とする。

6. 予算要求額

15,606,000円

7. 補助金交付及び報告の手続き

競技力向上対策費補助金交付要綱およびジュニアアスリート・トータルサポート事業費補助金交付事務要領に従い提出すること。

令和5年度成年チーム指定強化事業（指定チーム）実施要項

1 目 的

各年度の国民体育大会並びに各種大会において優秀な成績を収めるため、競技力向上基本計画に基づき、成年選手の競技力の向上を目指して、企業・大学・クラブチームを指定する。

2 指定の方針

- (1) 競技水準が高く、チームとして登録され、自主活動を行い、競技力の将来発展の可能性を持つ、企業・大学・クラブチームを指定する。
- (2) 成年の中心となる優秀選手を確保し、競技力向上に積極的に取り組んでいる、企業、大学、クラブチームとする。

3 指定の方法

指定にあたっては、公益財団法人山梨県スポーツ協会競技力向上対策本部が関係競技団体、企業スポーツ連絡協議会、該当企業、大学、クラブチームと協議のうえ、会長が指定する。

4 指定の期間

原則として、3か年とする。ただし、特別な事業が生じたときは変更する場合もある。

5 経 費

指定された企業・大学・クラブチームの活動に要する経費の一部を予算の範囲内で補助するものとし、交付する。

6 対象経費

旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料

7 補助金交付及び報告の手続き

競技力向上対策費補助金交付要綱に従い提出すること。

令和5年度成年チーム指定強化事業（重点チーム）実施要項

1 目 的

国民体育大会において優秀な成績を収めるため、成年チームの競技力向上を目指して重点強化チームを指定する。

2 指定の方針

単独チームとしての形態を持ち、そのメンバーの大部分が国民体育大会候補選手である。

- ① 過去（43回大会以降）に実績があり、今後も入賞の期待ができるチーム。
- ② 過去（43回大会以降）に実績があり、現在芳しい成績をあげていないが、改善をすることにより入賞が可能となるチーム。
- ③ 実績はないが、競技力向上に取り組む姿勢が顕著で入賞が期待できるチーム。

3 指定の方法

指定にあたっては、公益財団法人山梨県スポーツ協会競技力向上対策本部が関係競技団体、該当成年チームと協議のうえ、会長が指定する。

4 指定の期間

原則として3か年とする。ただし、特別な事業が生じたときは変更する場合もある。

5 経 費

指定されたチームの活動に要する経費の一部を予算の範囲内で補助するものとし、直接交付する。

6 対象経費

旅費

7 補助金交付及び報告の手続き

競技力向上対策費補助金交付要綱に従い提出すること。

令和5年度成年チーム指定強化費補助金対象チーム一覧

大会	No.	競技名	企業名		大学・クラブ名	
			男子	女子	男子	女子
冬季	1	スケート		富士急行（株）	山梨学院大学スケート部	
	2	アイスホッケー				
	3	スキー				
本大会	4	水泳				
	5	サッカー			韮崎アストロスフットボールクラブ	
	6	ボート				
	7	セーリング				
	8	カヌー			上九一色カヌークラブ	
	9	ボウリング				
	10	ゴルフ				
	11	陸上競技			山梨学院大学男子陸上競技部（駅伝）	
					山梨学院大学陸上部（一般）	
	12	テニス				山梨学院大学女子テニス部
	13	ホッケー			山梨学院大学ホッケー部	
					白根クラブ	山梨クラブ
	14	ボクシング				
	15	バレーボール	THK（株）甲府工場	（株）山梨中央銀行		
	16	体操				
	17	バスケットボール				
	18	レスリング			山梨学院大学レスリング部	
	19	ウエイトリフティング			かいじクラブ	
	20	ハンドボール			甲府ハンドボールクラブ	
	21	自転車競技				
	22	ソフトテニス				
	23	卓球				
	24	軟式野球	TDK（株）甲府工場			
	25	相撲				
	26	馬術				
	27	フェンシング				
	28	柔道			山梨学院大学柔道部	
	29	ソフトボール				
	30	バドミントン				
	31	弓道				
	32	ライフル射撃			シューティングクラブ流星	
	33	剣道				
	34	ラグビーフットボール			クリーンファイターズ	
					山梨学院大学ラグビーフットボール部	
	35	山岳				
	36	アーチェリー				
	37	空手道				
	38	銃剣道				
	39	クレ射撃				
	40	なぎなた				山梨クラブ
	41	トライアスロン			チームケンズ	
合計						

重点強化

9チーム

指定強化

13チーム

競技力向上事業に関わる県有体育施設等の使用料減免要綱

1 趣 旨

国民体育大会に備え、本県選手の競技力向上のための事業を円滑に推進するため、県有体育施設等を使用する場合の使用料の減免は次により行うものとする。

2 対 象 者

公益財団法人山梨県スポーツ協会競技力向上対策本部（以下「本部」という。）が認める競技力向上事業へ参加する国体候補選手とする。

- ・ 当該年の候補選手（対象人数はエントリー数の1.5倍以内）
- ・ 次年度国体の候補選手（対象人数はエントリー数の2倍以内）

3 対 象 事 業

本部が認める次の事業とする。

- ・ 強化合宿 ・ 交流合宿 ・ 強化練習会

4 減 免 の 額

3に定める事業を実施する場合は、使用料の2分の1を免除する。

5 減免の対象となる施設

- ・ 緑が丘スポーツ公園 ・ 小瀬スポーツ公園 ・ 富士北麓公園 ・ 県立八代射撃場
- ・ 御勅使南公園 ・ 境川自転車競技場 ・ 県馬術競技場 ・ 飯田野球場 ・ 塩山体育館
- ・ アルカディア南部総合公園スポーツセンター ・ 富士川クラフトパークカヌー場

6 減免の手続き

- (1) 県有体育施設等の使用料の減免を受けようとする競技団体は、事前に使用施設に申込を行い、使用施設を確保すること。
- (2) 使用施設を確保した競技団体は、公益財団法人山梨県スポーツ協会競技力向上対策事業承認申請書（様式A）を申込完了後、会長に提出すること。申請書提出期日は、原則、施設利用予定日の14日前とする。ただし、急遽、施設予約を行った場合は、予約完了後、直ちに事務局へ連絡するとともに申請書を提出すること。
- (3) 会長は前項の申請書が提出され競技力向上事業と認めたときは、公益財団法人山梨県スポーツ協会競技力向上対策事業承認通知書（様式B）を競技団体長に送付する。また、使用施設の長に使用料免除申請書（様式C）を提出する。
- (4) 承認通知書を受けた競技団体は、事業実施前に使用施設の担当者と十分打合せを行うこと。

7 留 意 事 項

- (1) 施設使用にあたっては、その施設の使用規定を守ること。
- (2) 施設の使用は、責任者の引率する種別（チーム）単位で行う。ただし、県立八代射撃場に限り、個人使用を認める。
- (3) 施設の予約方法等については使用予定施設へ確認すること。
- (4) その他、利用する施設の規則を遵守し、施設の予約及び利用をすること。

附 則

この要綱は令和4年4月1日から施行する。